

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、奈良国道事務所長から次のとおり公共測量を実施することについて通知がありました。

平成二十八年五月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

- 一 測量の目的 公共測量（基準点測量）
- 二 測量の地域 国道二四号（橿原市曾我町地先く東坊城町地先）
- 三 測量の期間 平成二十八年五月九日から同年七月三十一日まで